

袋井市公告

令和 7 年 10 月 24 日に袋井市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき公告し、同法第 11 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を次により公告します。

また、変更後の袋井市農業振興地域整備計画書を同法第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 2 項の規定に基づき袋井市役所において縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 24 日

袋井市長 大場 規之



意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

- ・意見書の提出はありませんでした。